

令和5年2月15日

第1、2学年保護者の皆様へ

東京都立青山高等学校長

小澤 哲郎

令和5年度東京都立高等学校等給付型奨学金の申請について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和5年度高等学校等給付型奨学金について、申請を希望される方は、下記のとおり申請書類の提出をお願いします。令和4年度に給付型奨学金を受給されていた方について、令和5年度も引き続き受給を希望される場合は、今回改めての申請が必要です、必ず必要書類を提出してください。

記

1 概要

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

なお本制度は生徒本人（保護者）が原則として直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。

2 給付対象者及び給付対象額

生活保護受給世帯並びに前年度の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が非課税の世帯

⇒給付限度額 50,000円

前年度の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満の世帯

※都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は保護者の合算となります。

⇒給付限度額 30,000円

3 必要書類 *昨年度書類を提出された方も再度の申請が必要です。

申請者全員 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書

校務支援クラウドサービス、学校ホームページまたは経営企画室窓口で入手できます。

生活保護受給世帯 生活保護受給証明書

- ・生活保護の対象であることを確認できること
- ・親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので原則として申請日前3ヶ月以内に発行のもの
- ・生活保護の対象であることを確認できない場合は、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を確認できる書類

都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満（非課税含む。）の世帯

マイナンバー収集台紙（経営企画室から配布します。）

- ・高等学校等就学支援金等の申請において既に「マイナンバー収集台紙」等の必要書類を提出している場合は不要になります。
- ・マイナンバーにより控除配偶対象者等で税情報が取得できない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

4 提出期限

令和5年3月24日（経営企画室の窓口までご提出をお願いします。）

【お問合せ先】

経営企画室

電話番号：03-3404-7801